

消費者安全法の一部を改正する法律案のポイント

生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置を定める。

1. 背景

消費者の生命・身体に関する様々な事故が発生しているにもかかわらず、事故原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行う仕組みが不十分であり、こうした事故等の調査機関を設置する必要がある。(消費者庁設置法案等に対する附帯決議(参議院))

また、消費者の財産に重大な被害が発生しているにもかかわらず、各省庁所管の個別法・個別業法で対応できない事案が存在しており、こうした被害を生じさせる行為等を行う事業者に対する措置を講ずる必要がある。(消費者安全法附則第2項)

2. 法律案の概要

(1) 調査機関の設置

消費者庁に「消費者安全調査委員会」(仮称)を設置する。

ア 組織

内閣総理大臣が任命する委員7名(非常勤)から成る。

イ 所掌事務

生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明するための調査等を任務とする。

ウ 被害者等との関係

被害者等に適時適切な方法で情報提供を行い、事故等原因調査等の申出制度を設ける。

エ 権限等

必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等について、必要な限度において、自ら立入検査等の調査権限を行使するとともに、関連する他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見を述べることができる。

また、生命・身体分野の消費者被害の発生・拡大防止のために講ずべき施策・措置について勧告・意見具申を行うことができる。

(2) 重大な財産被害に対する措置等

ア 事業者に対する措置等

内閣総理大臣は、「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)を発生させた事業者に対して、当該被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合に、当該被害に係る取引の取りやめ等を勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、当該勧告に従うべき旨の命令を行うことができる。

また、当該命令違反に対する罰則規定を定める。

イ 関係機関等への情報提供

内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を、必要な限度で関係行政機関の長等に提供することができる。

消費者事故等の調査機関の設置

経緯

- ・消費者庁発足以前より様々な事故が発生(ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等)
- ・【消費者庁関連三法案に対する附帯決議(参議院)】(平成21年5月28日)
「…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…」
- ・【事故調査機関の在り方に関する検討会】
有識者からなる検討会で関係省庁・機関の協力も得て議論(全14回)。平成23年5月取りまとめ。

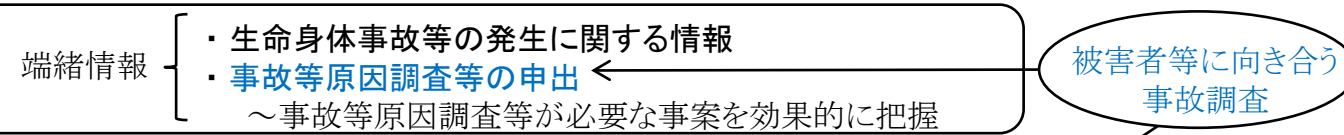
概要

消費者安全調査委員会(仮称)の設置

- 【組織】 ○ 委員(7名・非常勤)(合議制の機関、委員は独立して職権を行使) } 内閣総理大臣任命
○ 臨時委員、専門委員(必要に応じて任命)

- 【調査対象】「**生命身体事故等**」
・生命・身体分野の消費者事故等 ~ 製品・食品・施設・役務を広く対象(運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く)
・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する必要性が高いもの

【事故等原因調査等、提言のイメージ】



事故等原因調査等

- **事故等原因調査(自ら調査)**
必要な限度において、調査権限を行使
~ 必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等
【調査権限】
報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- **他の行政機関等による調査等の結果の評価等**
他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見
- **情報提供**
被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供
- **調査等の委託**
(実験・分析等を委託)
大学、民間団体の研究機関 等

発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

- **内閣総理大臣に対する勧告・意見具申**
- **関係行政機関の長に対する意見具申**

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令(すき間事案)

関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する勧告・命令 等

消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入

経緯

【消費者安全法 附則(抄)】

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、**消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲**について検討を加え、**必要な措置を講ずるものとする。**

概要

①事業者に対する措置

(「**すき間事案**」の場合(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合))
(例)実態のない利用権の取引、換金困難な外国通貨の取引 等

○措置の要件:「**多数消費者財産被害事態**」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

取引の分野の「**消費者事故等**」(※1)のうち、消費者の**財産上の利益を侵害することとなる不当な取引**であって事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、**多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態**

(※1)不実のことを告げること、故意に事実を告げないこと等が事業者により行われた事態
(※2)そのほか政令で定める取引

○措置の内容:事業者に対して、内閣総理大臣が措置

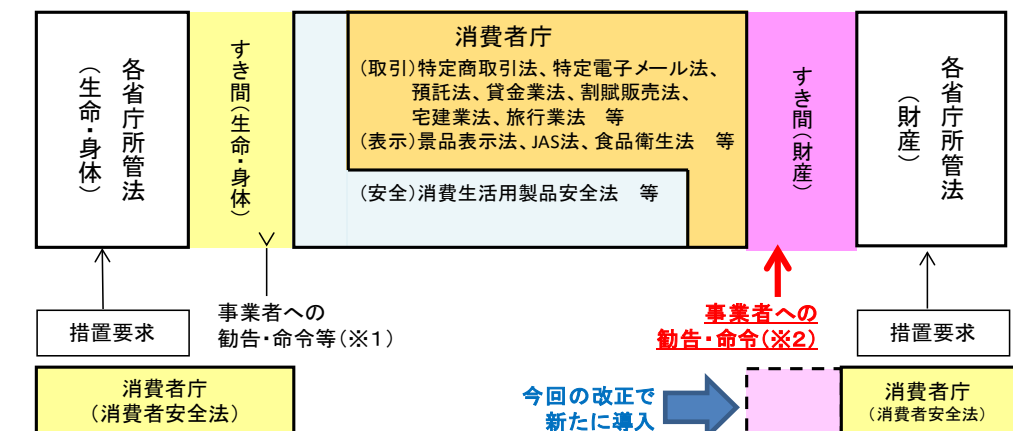
- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

②関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が**関係機関等へ提供**

(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる**振り込め詐欺救済法**に基づく**口座の凍結**のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供

【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】



(※1)「重大事故等」が発生した場合

(※2)「多数消費者財産被害事態」が発生した場合

今回の改正で新たに導入

<生命・身体事故等の調査関係>

消費者被害の発生・拡大の防止

<重大な財産被害の発生・拡大の防止のための措置関係>

○総則関係(目的・定義)

- 「消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施」を目的規定に追加
- 「生命身体事故等」の定義を追加

○消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査(章を新設)

【消費者安全調査委員会】

- ・所掌事務等
 - 自ら調査、評価、勧告、意見など
 - 独立して職権を行使
- ・委員の任期等
 - 2年(再任可)、非常勤
 - 委員長は互選
 - 職務従事の制限(事故等原因の関係者等と密接な関係にある委員等)
- ・組織等
 - 委員7名以内、臨時委員・専門委員
 - 内閣総理大臣が任命

【事故等原因調査等】～事故等原因の究明

○事故等原因調査(自ら調査)

- 権限: 報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- 内閣総理大臣の援助: 消費者庁職員による援助
- 意見聴取: 調査完了前の原因関係者からの聴取
- 報告書: 調査完了後に報告書を作成・公表

虚偽の報告、検査忌避等に対する罰則

(※)運輸安全委員会の調査対象とされているもの(航空、鉄道、船舶事故等)を除く

○他の行政機関等による調査等の結果の評価等

- 評価(事故等原因を究明しているかどうか)
- 意見(事故等原因の究明に関し)

・事故等原因調査等の申出

- 被害者等への回答

・生命身体事故等の情報の報告

- 消費者庁に集約される情報を活用

・調査等の委託

- 民間の研究機関などに実験・分析等を委託(委託先には守秘義務)

【勧告及び意見の陳述】

～生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のため

- 内閣総理大臣に対する勧告・意見
- 関係行政機関の長に対する意見

【その他】

- 被害者等への適時適切な情報の提供
- 関係行政機関、関係地方公共団体、(独)国民生活センター等の協力

○総則関係(定義)

- 「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)の定義を追加

- 取引の分野の「消費者事故等」(※1)のうち、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

(※1)取引の分野の「消費者事故等」(現行法2条第5項第3号)

虚偽の又は誇大な広告その他の消費者利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

(※2)そのほか政令で定める取引

○消費者被害の発生・拡大の防止のための措置

【事業者に対する措置等】

■勧告: 不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告

- 要件: ①多数消費者財産被害事態が発生した場合において②多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるとき(※)他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く(すき間事案)

■命令: 勧告に係る措置をとるべきことを命令

- 要件: ①正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合②多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるとき

■罰則: 上記命令に違反した場合 一懲役・罰金

【関係行政機関の長等に対する情報提供】

- 被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が関係機関等へ提供

(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる振り込め詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供

消費者安全法の一部を改正する法律案要綱

第一 消費者安全法の一部改正（生命又は身体の被害に係る消費者事故等の調査）

一 目的

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための措置として、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施を追加すること。

二 定義

この法律において「生命身体事故等」とは、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（以下「法」という。）第二条第五項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいうこと。

三 基本方針の策定

1 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（次項において「基本方針」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴かな

ければならないこと。

2 内閣総理大臣は、基本方針の変更について都道府県知事による提案がされた場合において、消費者委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴いて、必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならないこと。

四 消費者安全調査委員会

1 消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くこと。

2 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

イ 生命身体事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。二及び六の三を除き、以下同じ。）の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」と総称する。）を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うこと。

ロ 生命身体事故等について、他の行政機関（運輸安全委員会を除く。）による調査若しくは検査又

は法律（法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定による地方公共団体の調査若しくは検査（法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。）の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価（以下単に「評価」という。）を行うこと。

ハ 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価（以下「事故等原因調査等」という。）の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

ニ 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

ホ イ、ニに掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

へ イ〜ホに掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

3 調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこと。

4 調査委員会は、委員七人以内をもって組織すること。

5 調査委員会に、臨時委員及び専門委員を置くことができること。

6 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

7 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

8 委員の任期は、二年とすること。

9 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とすること。

10 委員長は、委員の互選により選任すること。

11 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事

故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を

有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならないこと。

12 11の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができないこと。

五 事故等原因調査等

1 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでないこと。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができ

ること。

イ 事故等原因に関係があると認められる者（ロ及び17において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

ロ 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

ハ 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

二 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

ホ 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

ヘ 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 2の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

4 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、1のただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする

5 調査委員会は、4の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができること。

6 調査委員会は、4の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする

7 4の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる

8 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に

係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができること。

9 8の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

10 8の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

11 内閣総理大臣は、生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならないこと。

12 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができること。

13 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならないこと。

14 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができること。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならないこと。

15 調査委員会は、14の規定による申出があつたときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならないこと。

16 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が14の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄

弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った法第二条第六項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととし、又は行わないこととしたときは、速やかに、その旨を当該被害者等に通知しなければならないこと。

17 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこと。

18 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならないこと。

イ 事故等原因調査の経過

ロ 認定した事実

ハ 事実を認定した理由

ニ 事故等原因

ホ その他必要な事項

19 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から一

年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

六 勧告及び意見の陳述

1 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、1の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならぬこと。

3 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

七 雑則

1 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

2 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者（第二の二において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

3 何人も、五の二の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

八 罰則

所要の罰則を設けること。

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 消費者安全法の一部改正（重大な財産被害に係る措置等）

一 定義

この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、法第二条第五項第三号に掲げる事態（取引の分野についての「消費者事故等」）のうち、同号に定める行為に係る取引であつて次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいうこと。

イ 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

ロ イに掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、政令で

定めるもの

二 関係行政機関の長等への情報提供

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができること。

三 多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令

1 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この項及び次項において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるときは、当該多数消費

者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができること。

2 内閣総理大臣は、1の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 附則

この法律の施行期日の規定を整備すること。

消費者安全法の一部を改正する法律

(消費者安全法の一部改正)

第一条 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

「第五

目次中「第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(第十五条―第二十二條)」を

第

第

第

第六

章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等

一節 消費者安全調査委員会(第十五条―第二十二條)

二節 事故等原因調査等(第二十三條―第三十一條)

三節 勧告及び意見の陳述(第三十二條・第三十三條)

に、「第六章」を「第

四節 雑則（第三十四条―第三十七条）

章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第三十八条―第四十五条）

七章」に、「（第二十三条―第二十六条）」を「（第四十六条―第四十九条）」に、「第七章」を「第八章」に、「（第二十七条―第三十条）」を「（第五十条―第五十五条）」に改める。

第一条中「集約等」の下に「、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施」を加える。

第二条第六項第一号中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。

第六条第四項中「及び消費者委員会」を「並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会」に改める。

第七条第二項及び第三項中「消費者委員会」の下に「及び消費者安全調査委員会」を加える。

第十四条第一項中「関係者」の下に「（第三十五条において「関係行政機関の長等」という。）」を加える。

第三十条第一号中「第二十七条及び第二十八条」を「第五十条及び第五十一条」に改め、同条第二号中「前条」を「前二条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十九条中「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項第一号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者

二 第二十三条第二項第二号若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

三 第二十三条第二項第三号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

四 第二十三条第二項第四号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第二十三条第二項第五号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分違反して物件を保全せず、又は移動した者

第二十八条中「第十七条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条 第二十五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条第一号中「第十八条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十九条」を「第四十二条」に改め、同条を第五十条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十六条を第四十九条とし、第二十三条から第二十五条までを二十三条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十二条を第四十五条とし、第十七条から第二十一条までを二十三条ずつ繰り下げる。

第十六条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等

第一節 消費者安全調査委員会

(調査委員会の設置)

第十五条 消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生命身体事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。第四号及び第三十三条を除き、以下同じ。）の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」と総称する。）を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うこと。

二 生命身体事故等について、他の行政機関（運輸安全委員会を除く。）による調査若しくは検査又は法律（法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定による地方公共団体の調査若しくは検査（法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者があつた場合には、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。）の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価（以下単に「評価」という。）を行うこと。

三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価（以下「事故等原因調査等」という。）の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第十七条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十八条 調査委員会は、委員七人以内で組織する。

2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十九条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができる。と認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第二十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十一条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(職務従事の制限)

第二十二条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命

身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならない。

2 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができない。

第二節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

第二十三条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関する物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさ

せることができる。

4 前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

第二十四条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。

3 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事

故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。

4 第一項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

(調査等の委託)

第二十五条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務

に従事する職員とみなす。

(生命身体事故等の発生に関する情報の報告)

第二十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

(内閣総理大臣の援助)

第二十七条 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項第二号に掲げる処分をさせることができる。

3 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開

始することができるときの適切な措置をとらなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第二十三条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

(事故等原因調査等の申出)

第二十八条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 調査委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。

3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第一項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととし、又は行わないこととしたときは、速やかに、その旨を当該被害者等に通知しなければならない。

（申出を受けた場合における通知）

第二十九条 調査委員会は、前条第一項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 調査委員会は、前条第一項の規定による申出により生命身体事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等に係る商品等又は業務の特性その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当該生命身体事故等による被害が拡大し、

又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、調査委員会が、第十二条第一項又は第二項の規定による通知をしなければならないこととされている者から前条第一項の規定による申出を受けた場合には、適用しない。

(原因関係者の意見の聴取)

第三十条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書等)

第三十一条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等原因調査の経過
- 二 認定した事実

三 事実を認定した理由

四 事故等原因

五 その他必要な事項

2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記するものとする。

3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から一年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があるとき認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第三節 勧告及び意見の陳述

(内閣総理大臣に対する勧告)

第三十二条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があるとき認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措

置について勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならぬ。

(意見の陳述)

第三十三条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第四節 雑則

(情報の提供)

第三十四条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第三十五条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱いの禁止)

第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第二条 消費者安全法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であつて次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、政令で定めるもの

第十四条第一項中「第三十五条」の下に「及び第三十八条第二項」を加える。

第三十八条の見出しを「（消費者への注意喚起等）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

第四十条第一項から第三項までの規定中「重大消費者被害」を「重大生命身体被害」に改め、同条第五項中「第二項」の下に「若しくは第五項」を、「第三項」の下に「若しくは第六項」を加え、同項を同条

第八項とし、同条第四項中「第二項」の下に「若しくは第五項」を、「又は」の下に「第三項若しくは」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができらる。

6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条中「重大消費者被害」を「重大生命身体被害」に改める。
第五十一条中「第四十条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律（第二条の規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の項中「第二十三条第二項」を「第四十六条第二項」に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三条―第五条)」を
「第二節 消費者庁の任務及

第三節 審議会等(第五条

び所掌事務等(第三条―第五条)

の二)「」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 審議会等

第五条の二 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、消費者安全調査委員会とし

、消費者安全法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第六条第二項第三号及び第四号中「第二十条」を「第四十三条」に改める。

理由

生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者安全法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（第一条関係）	1
○消費者安全法（第二条関係）	20
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）	27
○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（附則第四条関係）	28

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等</p> <p>第一節 消費者安全調査委員会（第十五条―第二十二條）</p> <p>第二節 事故等原因調査等（第二十三条―第三十一條）</p> <p>第三節 勧告及び意見の陳述（第三十二条、第三十三條）</p> <p>第四節 雑則（第三十四条―第三十七條）</p> <p>第六章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第三十八條―第四十五條）</p> <p>第七章 雑則（第四十六條―第四十九條）</p> <p>第八章 罰則（第五十條―第五十五條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条―第二十二條）</p> <p>第六章 雑則（第二十三条―第二十六條）</p> <p>第七章 罰則（第二十七條―第三十條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集</p>

約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

6] この法律において「生命身体事故等」とは、前項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいう。

7] この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 第五項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 二 第五項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 (略)

約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

(新設)

6] この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(都道府県知事による提案)

第七条 (略)

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5・6 (略)

(都道府県知事による提案)

第七条 (略)

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第三十五条において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

~~第五章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等~~

~~第一節 消費者安全調査委員会~~

~~(調査委員会の設置)~~

~~第十五条 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。~~

~~(所掌事務)~~

~~第十六条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。~~

- ~~一 生命身体事故等(運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。第~~

(資料の提供要求等)

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四号及び第三十三条を除き、以下同じ。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因(以下「事故等原因」と総称する。)を究明するための調査(以下「事故等原因調査」という。)を行うこと。

二 生命身体事故等について、他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)による調査若しくは検査又は法律(法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。

三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

<p>六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属せられた事務</p> <p>(職権の行使)</p>	
<p>第十七条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。</p>	(新設)
<p>(組織)</p> <p>第十八条 調査委員会は、委員七人以内で組織する。</p>	(新設)
<p>2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p>	
<p>3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p>	
<p>(委員等の任命)</p> <p>第十九条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	(新設)
<p>2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	
<p>(委員の任期等)</p> <p>第二十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、</p>	(新設)

~~前任者の残任期間とする。~~

~~2| 委員は、再任されることができる。~~

~~3| 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。~~

~~4| 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。~~

~~5| 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。~~

~~(委員長)~~

~~第二十一条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。~~

~~2| 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。~~

~~3| 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。~~

~~(職務従事の制限)~~

~~第二十二条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認められるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならない。~~

~~2| 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができない。~~

(新設)

(新設)

第二節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

第二十三条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一 事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認めるところに立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は

(新設)

(新設)

生命身体事故等関係者に質問すること。

三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3) 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。

4) 前項の規定により第二項第一号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5) 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

第二十四条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結

(新設)

果を得たときは、その評価を行うものとする。

2| 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。

3| 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。

4| 第一項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

(調査等の委託)

第二十五条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。

2| 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る事務に関して知

(新設)

り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3) 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（生命身体事故等の発生に関する情報の報告）

第二十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

（内閣総理大臣の援助）

第二十七条 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

- 2) 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項第二号に掲げる処分をさせることができる。

- 3) 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の

（新設）

（新設）

調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4| 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5| 第二十三条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

(事故等原因調査等の申出)

第二十八条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2| 調査委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。

3| 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹(以下この項において「被害者等」という。)が第一項の規定により申出を

(新設)

した場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととし、又は行わないこととしたときは、速やかに、その旨を当該被害者等に通知しなければならない。

(申出を受けた場合における通知)

第二十九条 調査委員会は、前条第一項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2) 調査委員会は、前条第一項の規定による申出により生命身体事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当該生命身体事故等による被害が拡大し、又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3) 前二項の規定は、調査委員会が、第十二条第一項又は第二項の規定

(新設)

による通知をしなければならないこととされている者から前条第一項の規定による申出を受けた場合には、適用しない。

(原因関係者の意見の聴取)

第三十条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書等)

第三十一条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等原因調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 事故等原因
- 五 その他必要な事項

2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記するものとする。

3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から一年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣

(新設)

(新設)

<p>総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p>第三節 勧告及び意見の陳述</p> <p>(内閣総理大臣に対する勧告)</p> <p>第三十二条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第三十三条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べるすることができる。</p> <p>第四節 雑則</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(情報の提供)</p> <p>第三十四条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(関係行政機関等の協力)</p> <p>第三十五条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(政令への委任)</p> <p>第三十六条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>(新設)</p>

第六章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起)

~~第三十八條~~ 内閣総理大臣は、~~第十二條第一項若しくは第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項~~の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

(他の法律の規定に基づき措置の実施に関する要求)

~~第三十九條~~ 内閣総理大臣は、~~第十二條第一項若しくは第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項~~の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やか

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起)

~~第十五條~~ 内閣総理大臣は、~~第十二條第一項又は第二項~~の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 (略)

(他の法律の規定に基づき措置の実施に関する要求)

~~第十六條~~ 内閣総理大臣は、~~第十二條第一項又は第二項~~の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

な実施を求めることができる。

2 (略)

~~第四十条~~ ~~第四十五条~~ (略)

~~第七章~~ 雑則

~~第四十六条~~ ~~第四十九条~~ (略)

~~第八章~~ 罰則

~~第五十条~~ 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 ~~第四十一条~~第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 ~~第四十二条~~の規定による命令に違反した者

~~第五十一条~~ ~~第四十条~~第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

~~第五十二条~~ ~~第二十五条~~第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

~~第十七条~~ ~~第二十二條~~ (略)

~~第六章~~ 雑則

~~第二十三条~~ ~~第二十六条~~ (略)

~~第七章~~ 罰則

~~第二十七条~~ 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 ~~第十八条~~第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 ~~第十九条~~の規定による命令に違反した者

~~第二十八条~~ ~~第十七条~~第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

~~第五十三条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。~~

~~第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。~~

- ~~一 第二十三条第二項第一号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者~~
- ~~二 第二十三条第二項第二号若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者~~
- ~~三 第二十三条第二項第三号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者~~
- ~~四 第二十三条第二項第四号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者~~
- ~~五 第二十三条第二項第五号若しくは第三項又は第二十七条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者~~

~~第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規~~

~~第二十九条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。~~

(新設)

~~第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定~~

定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 ~~第五十条及び第五十一条~~ 一億円以下の罰金刑

二 ~~前二条~~ 各本条の罰金刑

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 ~~第二十七条及び第二十八条~~ 一億円以下の罰金刑

二 ~~前条~~ 同条の罰金刑

○消費者安全法（第二条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であつて次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。</p> <p>一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの</p> <p>二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、政令で定めるもの</p> <p>(資料の提供要求等)</p> <p>第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(資料の提供要求等)</p> <p>第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの</p>

長その他の関係者（第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(消費者への注意喚起等)

第三十八条 (略)

2| 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

3| 内閣総理大臣は、第一項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第一項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

4| (略)

(事業者に対する勧告及び命令)

長その他の関係者（第三十五条において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(消費者への注意喚起)

第三十八条 (略)

(新設)

2| 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3| (略)

(事業者に対する勧告及び命令)

第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大生命身体被害」の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づき措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多

第四十条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大消費者被害」の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づき措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

（新設）

多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づき措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づき措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

7 内閣総理大臣は、第二項若しくは第五項の規定による命令をしようとするとき又は第三項若しくは前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(新設)

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

8| 内閣総理大臣は、第二項若しくは第五項の規定による命令をしたとき又は第三項若しくは第六項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第四十一条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3・4 (略)

5| 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第四十一条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3・4 (略)

(回収等の命令)

第四十二条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十一条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(回収等の命令)

第四十二条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十一条 第四十条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	事務	法律	事務
消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）	第四十六条第二項の規定により 地方公共団体が処理することと されている事務	消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）	第二十三条第二項の規定により 地方公共団体が処理することと されている事務

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節（略）</p> <p> 第三節 <u>審議会等</u>（第五条の二）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第五条（略）</p> <p> 第三節 <u>審議会等</u></p> <p><u>第五条の二</u> 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、<u>消費者安全調査委員会とし、消費者安全法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</u></p> <p>（設置）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p> 第一節（同上）</p> <p> 第二節（同上）</p> <p> （新設）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第五条（略）</p> <p> （新設）</p> <p> （新設）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条（略）</p>

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第二十条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

消費者安全法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）	1
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）	8
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	9
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	9
○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）	10

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本方針（第六条・第七条）

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）

第二節 消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条―第十四条）

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条―第二十二条）

第六章 雑則（第二十三条―第二十六条）

第七章 罰則（第二十七条―第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限

26。)をこいつ。

- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
- 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。
- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

第三条（第五条）（略）

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
- 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
- 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項

四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合において、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認

めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をしないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第八条（第十三条）（略）

（資料の提供要求等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

（消費者への注意喚起）

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提

供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

- 2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

(回収等の命令)

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条～第二十六条 (略)

第七章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十七条及び第二十八条 一億円以下の罰金刑
- 二 前条 同条の罰金刑

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

(定義)

- 2 第二条 この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。
- 2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 航空事故
 - 二 航空事故の兆候（機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。）
- 3 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の列車又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。
- 4 この法律において「鉄道事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 鉄道事故
 - 二 鉄道事故の兆候（鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）
- 5 この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
 - 二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

6 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶事故

二 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

7 この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

1～8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）	第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
(以下略)	(以下略)

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）

第一章 総則（第一条）

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置（第二条）

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）

第三章 消費者委員会（第六条―第十四条）

附則

第一条～第五条 (略)

(設置)

第六条 (略)

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第二十条を除く)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する

法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。